

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 145 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1 D階層の項中

「

D _a 602,500円以上	31,100	32,900	34,700	36,500	38,400	55,800	59,000	62,300	65,600	68,900	19,800	20,300	20,400	20,600	20,800
---------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

D _a 602,500円以上 734,000円未満	31,100	32,900	34,700	36,500	38,400	55,800	59,000	62,300	65,600	68,900	19,800	20,300	20,400	20,600	20,800
D _a 734,000円以上	40,700	43,100	45,500	47,800	50,300	72,500	76,700	80,900	85,200	89,500	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100

」

に改め、同表備考11を同備考12とし、同備考10中「9」を「10」に改め、同備考10を同備考11とし、同備考9中「(同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。)」を削り、同備考9を同備考10とし、同備考8中「同条第2項第1号」を「同条第2項各号」に改め、「寄附金」の右に「(同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。)」を加え、「第41条の19の2第1項及び」を「第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改め、同備考中8を9とし、7を8とし、同備考6中「3及び5」を「4及び6」に改め、同備考中6を7とし、5を6とし、同備考4中「3」を「4」に改め、同備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2

とし、2の前に次のように加える。

- 1 「3歳以上の児童」とは、保育を実施する日の属する年度の4月1日において年齢が3歳以上である児童をいい、「3歳未満の児童」とは、同日において年齢が3歳未満である児童をいう。

別表第3階層区分の項中「及び里親」を「、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者」に改め、同表備考8中「里親」の右に「又は小規模住居型児童養育事業を行う者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、平成22年4月分の児童福祉法第50条第7号並びに第51条第3号及び第4号に規定する費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)